

予備試験答案練習会（行政法）採点基準表

受講者番号

	小計	配点	得点
〔設問1〕	(40)		0
○「重大な損害を生ずるおそれ」の定義	(8)		
「重大な損害を生ずるおそれ」について、最高裁判例を踏まえた定義を示している		4	
行訴法37条の4第2項の考慮・勘案要素を挙げている		2	
最高裁判例に従い、反復継続性・累積加重性の判断要素を挙げている		2	
○主張・反論	(32)		
本件基準②（イ）（ウ）から、自動車使用停止処分が積み重なるおそれがあることを指摘できている		4	
Xが最高限度規制に違反しないよう計画の改定・管理をしていることに着目して、国の反論を挙げている		4	
国の反論に対し、タクシー事業の特殊性等に着目して、有効な再反論ができている		8	
顧客からの信用等、経済的利益以外の損害が生じることを指摘できている		6	
処分内容の公表がされていないことに着目して、国の反論を挙げている		4	
国の反論に対し、配車依頼を受けていることなどに着目して、有効な再反論ができている		6	
※その他、本問の事情に着目していないものの、合理的な主張・反論・再反論が組み立てられている場合、32点のうち24点を限度として配点		(24)	
〔設問2〕	(40)		0
○本件基準②の性質	(14)		
本件基準②が、法規命令ではなく、行政規則であると指摘できている		6	
個別法の条文を挙げ、本件処分の性質から、本件処分に裁量が認められることを指摘できている		6	
本件基準②が裁量基準であることを明確に示している		2	
○本件基準②の性質決定及び判断枠組み	(6)		
裁量基準に従ってなされた処分は適法であるという原則論を示している		2	
不合理な裁量基準に基づく処分が、裁量の逸脱・濫用として違法となることを示している		4	
○道路運送法及び本件基準②の趣旨目的	(20)		
本件基準②の趣旨について、なぜ処分が加重されるのか、説明ができている。		6	
道路運送法の仕組み上、増車規制がなされていないことを指摘できている		8	
道路運送法の趣旨を認定したうえで、本件基準が合理性を有するか、結論を示している。		6	
※道路運送法や本件基準②の趣旨や仕組みを認定することなく、比例原則や平等原則等を用いて、結論を示した場合、20点のうち10点を限度として配点		(10)	
※本件基準②自体が合理性を有すると結論付け、個別的審査義務の有無を検討していた場合、裁量基準の合理性・個別的審査義務の両方の論述をあわせて20点を配点		(20)	
裁量点	(20)	20	
合計	(100)	100	0